（本人又は正当な委任を受けた代理人等であるかの確認の方法）

第74条　協会員は、債務者等若しくはその代理人又は公的機関から当該債務者等についての取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、取引履歴の開示請求を行った者の資格について次項以下の規定に従い十分かつ適切に確認を行わなければならない。

2　協会員は、債務者等から当該債務者等の取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、協会員は、その保管する貸付けの契約その他の取引に関係する書類に記載された情報を用いることなどにより、債務者等の負担がより少ない方法により債務者等本人であることが確認できる場合など、合理的な方法により確認することができる場合には、当該方法を用いて確認をすることが適切である。また、債務者等に対し、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）施行規則第６条に規定する本人確認書類（写しを含む。以下「本人確認書類」という。）の提示を求めることもできるものとする。

3　協会員は、債務者等から委任を受けた代理人（以下「代理人」という。）から当該債務者等の取引に係わる取引履歴の開示の請求を受けた場合には、当該代理人が債務者等に代わり債務の弁済を行おうとする者であり過去に弁済の取引がない場合や、開示の求めに際して提示された書面の記載内容に不審な点がある場合等、確認を慎重に行わなくてはならない。

4　前項の規定にかかわらず、協会員は、債務者等から委任を受けた代理人が弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士法第３条第２項に規定する司法書士若しくは司法書士法人（以下まとめて「弁護士等」という。）である場合には、次に掲げる事由につき、次に定める方法により確認することができるものとする。

⑴　債務者等から弁護士等が当該債務者等の取引に係る取引履歴の開示について委任を受けたこと

イ　弁護士等から、債務者等から取引に関わる取引履歴の開示について委任を受けた旨及び債務者等に係る確認のための情報（債務者等の氏名・自宅住所・生年月日等。以下「属性情報」という。）が十分に記載された通知（債務整理等に係る受任の通知を含む。）を受ける方法

ロ　債務者等との面談又は電話における協議において、債務者等から取引に関わる取引履歴の開示について代理人に委任をする意思表示（債務整理等の委任に係るものを含む。）がされ、弁護士等である代理人から遅滞なく受任の通知を受ける方法

⑵　弁護士等が委任を受けた本人であること

開示を求める受任の通知における委任を受けた弁護士等の氏名及び所属する事務所の名称、住所及び電話番号等の記載に基づき、当該弁護士等の所属する弁護士会又は司法書士会に対して照会して確認する方法

5　協会員は、財団法人日本クレジットカウンセリング協会が債務者等から依頼を受けて行う弁済計画の策定に関し、同協会から当該債務者等の取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、当該請求が真正の「介入通知書」によるものであること、及び当該債務者の「依頼書」が添付されていることを確認することによって行う。

6　協会員は、公的機関から当該債務者等の取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、当該公的機関に対し、その開示を求める法令等の根拠について確認をしなければならない。なお、公的機関から開示を求められた場合であっても、債務者等の個人情報が必要以上に開示されることがあってはならず、公的機関について事実関係の確認を十分に行わなければならないが、債務者等の属性情報が、閲覧又は謄写の請求を受けた協会員が管理している個人情報と相違している場合その他当該公的機関について開示を求められた内容に不明な点がある場合などは、当該公的機関に所要の確認を行うなど万全を期するよう留意しなければならない。

（取引履歴の開示の方法）

第75条　協会員は、債務者等の取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、開示する営業所等を指定し、そこにおいて取引履歴を記載した書面の交付を行うこととする。

2　協会員は、債務者等の取引に係る取引履歴を記載した書面の交付の請求を受けた場合には、請求を行った者に対し当該複製を郵送する方法等協会員が定める方法によりこれに応じることができる。

第10節　過払金支払に関する規則

（振込口座）

第76条　協会員は、いわゆる過払金の支払いは、多重債務者の家計再建を資することもその目的の一つとなっていることから、その支払いを行うにあたり、当該債務者等に対して過払金総額の通知を行い、当該債務者等が指定した届け出口座に振込みによる支払を行うことができるものとする。

2　協会員は、前項の規定にかかわらず、債務者等が弁護士等に委託をしている場合、過払金の返還を行うにあたり、その振込先口座について、債務者自身の口座であるか又は弁護士等の口座であるかについて、書面により確認を行うことができるものとする。

第11節　債権譲渡等に関する規則

（目的）

第77条　本節の規定は、協会員が貸付けに係る契約に基づく債権（以下「貸金債権」という。）を他人に譲渡する場合には、法第24条第１項で定められた債権譲渡に関する規定を遵守するとともに、債権回収会社その他適切な第三者に対して債権譲渡が行われることを確保し、また、譲渡債権に関する帳簿の備付け並びに閲覧及び謄写を適正に行われることを確保し、もって債務者等の利益の保護を図ることを目的とする。

（譲渡の相手方等の選定等）

第78条　協会員が貸金債権を他人に譲渡するにあたっては、譲受人が貸金業者や債権回収会社など金銭債権の管理及び回収業務につき専門的な知識及び経験を有する者となるよう留意しなければならない。

2　貸し手と借り手の間で債権の存在や債権の金額、残元本の金額について認識が一致していないものや債務者において支払いを遅延し回収困難にあるものなど、通常の状態では回収できない、いわゆる不良化した「事件性」のある債権について、他人から委託又は譲渡を受けて、管理又は回収を業として行う場合には、弁護士法や債権管理回収業に関する特別措置法に抵触するおそれがあることに留意するとともに、債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）第18条第５項において、利息制限法に定める制限額を超える利息・賠償金の支払いの約定がなされている債権について、利息制限法の制限額内に引き直さずに履行の要求を行うことが禁止されていることに留意し、引き直し後の残債権額が０円以下のものが含まれないよう留意しなければならない。

（譲渡債権に係る帳簿の開示及び保管）

第79条　協会員が債権譲渡を行うにあたっては、債務者等からの問合わせ及び取引履歴の開示請求等に適切に対応できるように、債権譲渡契約において譲渡人及び譲受人の双方が行う役割分担を明確にすることに留意し、債務者等に送付する債権譲渡に係る通知書に明記するよう努めるものとする。なお、協会員が廃業に伴って債権の譲渡を行った場合には、譲渡の日から10年間帳簿を保管して、債務者等からの閲覧又は謄写の請求に応じる措置を講じるよう努めるものとする。

附　則（平19.12.19）

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附　則（平20. 3. 1）

この改正は、平成20年３月１日から施行する。

㈱改正条項は、次のとおりである。

第74条第２項を改正。

附　則（平20. 5. 1）

この改正は、平成20年５月１日から施行する。

㈱改正条項は、次のとおりである。

第11条第１項を改正。